

四日市市告示第126号

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第133号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助率及び補助限度額等) 第4条 補助金は、前条の補助対象経費総額の2分の1以内（ <u>初回の交付については、3分の2以内</u> ）とし、1事業者につき1年度50万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。 2 (略)	(補助率及び補助限度額等) 第4条 補助金は、前条の補助対象経費総額の2分の1以内とし、1事業者につき1年度50万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。 2 (略)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)